

事業者の業務管理体制の整備について

業務管理体制の整備に関する届出の事務処理について

業務管理体制の整備に関する届出については、国・都道府県・市町村において受理することとしており、そのデータ管理のために、国において平成24年度にシステム整備を行う予定である。

それに伴い、各自治体においては、平成23年度中に、国において作成した法人単位の事業者データを確認した上で、平成24年4月より受付業務を開始し、同年10月末を目途にシステムの整備が完了後、届出事項等について、入力をしていただく予定である。

上記作業に係るスケジュールについては、次のとおり予定しており、詳細については追ってお示しすることとしているので、ご協力願いたい。

- ① 事業者データの整理を国において行い、各自治体へ提示及び確認作業依頼
(平成24年1月中予定)
- ② 上記①において示したデータの各自治体からの回答
(平成24年2月中予定)
- ③ 上記②の回答を踏まえた修正データの各自治体への送付
(平成24年3月中予定)
- ④ 各自治体において、受付業務及び届出事項等の
システムへの入力
(平成24年4月以降予定)

※なお、システムへの主な入力事項については、以下の項目を予定している。

【システムへの主な入力事項(案)】

- ① 事業者(法人)番号
- ② 届出(変更)年月日
- ③ 法令遵守責任者名
- ④ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ⑤ 業務執行状況の監査の方法の概要

※ ④、⑤は該当する事業者であり、届出済みのチェックを付す。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- － 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- － 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- － 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- － 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- － 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
平成22年12月 3日 改正法が成立

障害者自立支援法等の改正による事業者の規制について

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守の履行を確保する必要

事業者の本部への検査権限がない
→不正行為への組織的な関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ
→監査中の廃止届により処分ができない
→同一法人グループへの譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題
→組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
→自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

業務管理体制の整備

本部への立入検査等

処分逃れ対策

指定・更新に係る欠格事由の見直し

サービス確保対策の充実

- 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう新たに業務管理体制の整備を義務付け

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による事業者の本部等への立入検査権を創設

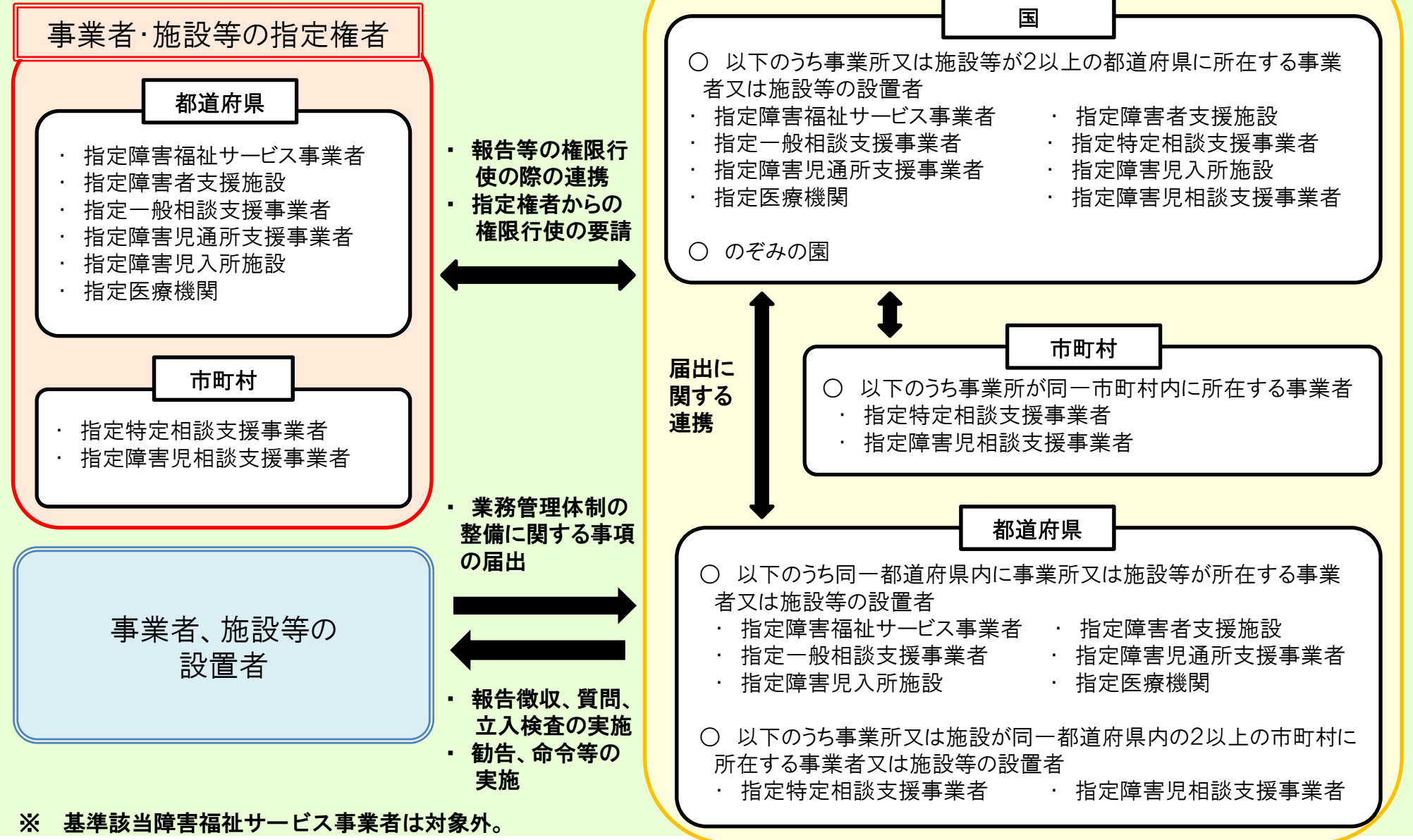
- 事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加
- 指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断

- 事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化
- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加
- 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する援助を行う

事業者の業務管理体制の監督体制

※ 基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。
 ※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。



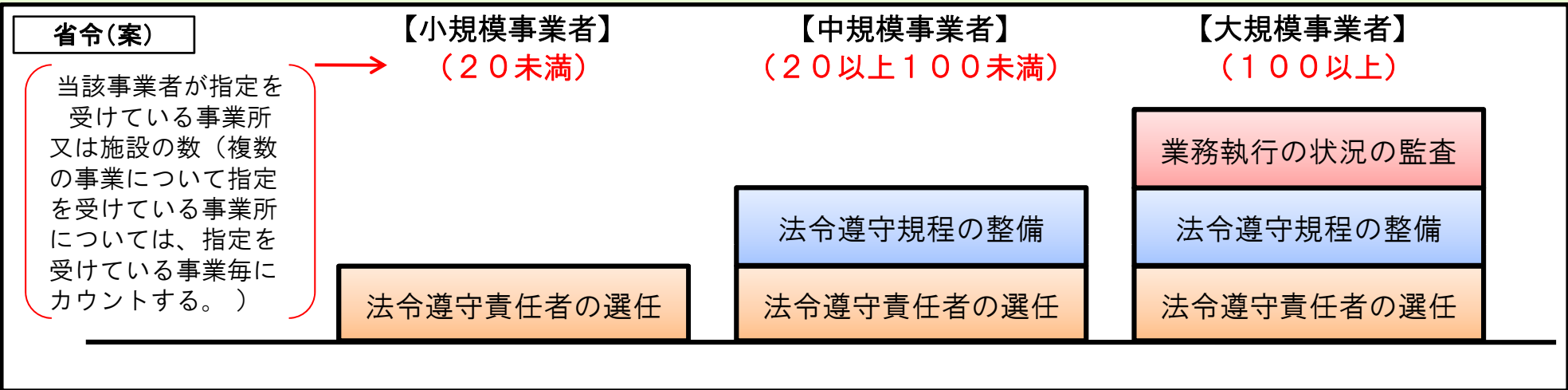
※ 基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。

事業者の業務管理体制の整備

- 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう新たに業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取り消し事案などの不正行為を未然に防止。

事業者の業務管理体制の整備に関する基準

- 事業者は、その事業の規模に応じて業務管理体制の整備を行う。 法
- 業務管理体制の整備に関する事項の届出先は、業務管理体制の監督権者。 法
- 業務管理体制の最初の届出は、施行後半年以内（～平成24年10月1日）に行う。 省令(案)



「法令遵守規定」

… 法令遵守のための組織・態勢の整備、具体的な法令遵守のための活動内容について定めたマニュアル（任意の様式）。

「業務執行の状況の監査」

… 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査（任意の形態）。
 定期的に監査を実施する必要がある、各事業者において、全ての事業所で最低年1回は実施することが望ましい。
 ※ 事業者が社会福祉法人、医療法人等であって、既に各法の規定に基づき、監事又は監事役（監査委員会）が法令遵守の状況を確保する内容の監査を行っている場合には、それをもって「業務執行の状況の監査」とすることが可能。

監督・監査機能の強化と不正事業者による処分逃れ対策(1)

- 都道府県知事等の事業者の本部等への立入検査の権限を創設するとともに、不正事業者による処分逃れを防止する措置を講じ、不正行為への対応を強化。

監督・監査機能の強化

- 事業所の管理を本部等で一括管理している事業者について、不正行為の確認のために必要な書類を本部等で一元管理している場合や、故意に本部等に移動している場合への対応が必要。

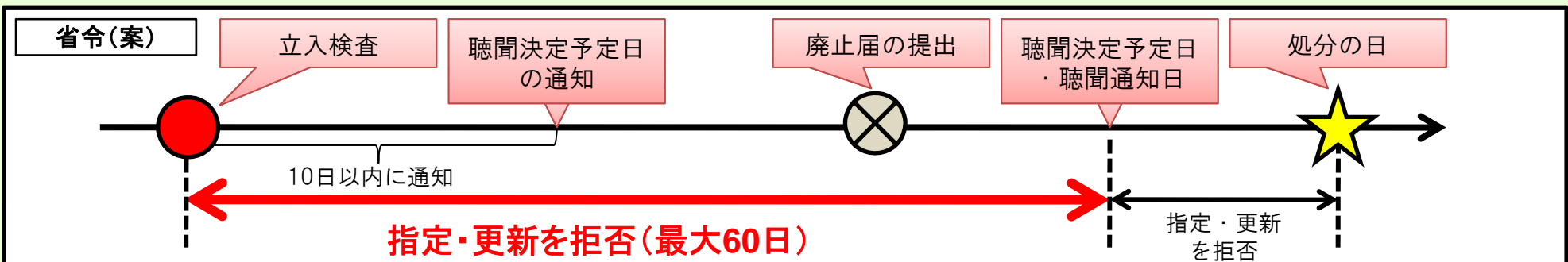
→ 都道府県又は市町村による事業者の本部等(※)への立入検査権を創設 **法**

(※ 「本部等」は、事業者の本部のほか、書類等が保管してある倉庫等障害福祉サービスに関連する場所。)

不正事業者による処分逃れ対策(1)

- 都道府県等による監査が行われた際などに、指定取消処分を逃れるために事業を廃止する事業者への対応が必要。

→ 事業の廃止・休止届を事後届出制から事前届出制(廃止・休止の1月前まで)へ変更。また、立入検査を行った日から聴聞決定予定日までの間に廃止届を出した場合を、指定・更新の欠格事由に追加。 **法**



⇒ 監査中に指定取消処分を予想した事業者が処分逃れのために廃止届を提出すると、他の事業所の指定・更新が拒否される。

監督・監査機能の強化と不正事業者による処分逃れ対策(2)

不正事業者による処分逃れ対策(2)

○ 指定の取消しを受けた事業者が、グループ内の他の事業者へ事業譲渡等して実質的に処分を逃れるといった行為を防止することが必要。

→ 指定に係る申請者と密接な関係を有する者(※)が指定の取消しを受けた場合を、指定・更新の欠格事由に追加。 **法**

※ 「申請者と密接な関係を有する者」とは、株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者。

※ 指定・更新が拒否されるのは、指定の取消しを受けた密接な関係を有する者が、同じサービス類型(下図参照)の指定を受けている場合に限る。

省令(案)

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

居宅系サービス

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援(※)

日中活動系サービス

- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援(A型・B型)
- ・ 重度障害者等包括支援(※)

居住系サービス

- ・ 短期入所
- ・ 共同生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活援助
- ・ 重度障害者等包括支援(※)

※ 指定を受けている事業種別により、区分されるべきサービス類型が異なる。

通所サービス(障害児)

- ・ 障害児通所支援

入所サービス(障害児)

- ・ 障害児入所支援

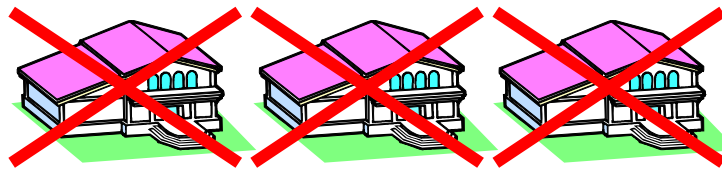
指定・更新に係る欠格事由の見直し

- いわゆる連座制の仕組みを見直し、不正行為が確認された場合にあって、その組織的な関与が認められない場合等には、他の事業所の指定・更新を行うこととする。

連座制の見直し

- 事業者が指定の取消事由に該当した場合であっても、業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定・更新を行うことが適当である場合には、当該事業者が申請する他の事業所の指定・更新を行う。 法

【改正前】



組織的関与の有無等に関わらず、当該事業者に係る事業所は指定・更新を受けることができない。

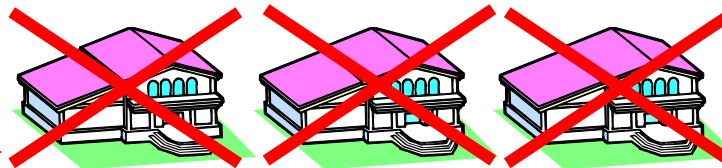
【改正後】



(立入検査等)



組織的
関与有り



組織的
関与無し



組織的関与が認められない場合等には、当該事業者に係る他の事業所は指定・更新を受けることができる。

サービス確保対策の充実

- 事業が廃止・休止される際に、廃止される事業所を現に利用している利用者に対するサービス提供が確保されるよう、事業者に必要な義務を課す等する。

サービス確保対策の充実

- 事業者が事業を廃止・休止する際に、利用者への継続的なサービス提供を確保することが必要。
 - 事業所が事業の廃止又は休止の届出をしたときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対して必要なサービスが提供されるよう、他の事業者等との連絡調整等の便宜の提供を義務化。 法
 - 上記の便宜の提供が円滑に行われるために必要なときには、都道府県知事、市町村長又は厚生労働大臣は、事業者等の関係者相互間の連絡調整や、関係者に対する助言等の援助を行うことができることとする。 法
 - 都道府県知事は、事業者が上記の便宜の提供を適正に行っていない場合には、便宜の提供を適正に行うことを、勧告・命令できることとする。 法

業務管理体制の整備について(概要)

根拠規定		障害者自立支援法 第51条の2	障害者自立支援法 第51条の31		児童福祉法 第21条の5の25		児童福祉法 第24条の19の2		児童福祉法 第24条の38			
事業の実 施主体・ 施設の設 置主体	指定事業者等 (同法第42条第1項)		指定相談支援事業者 (同法第51条の22第1項)		指定障害児事業者等 (同法第21条の5の17第1項)		指定障害児入所施設等の設置者 (同法第24条の2第1項)		指定障害児相談支援事業者 (同法第24条の26第1項第1号)			
	指定障害福祉 サービス事業者	指定障害者支援 施設等の設置者	指定一般相談支 援事業者	指定特定相談支援 事業者	指定障害児通所支援 事業者	指定医療機関の 設置者	指定障害児入所施設	指定医療機関	指定障害児相談支援事業者			
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業者(同法第29条第1項) ・「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を除く。)を行う事業(同法第5条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設又はのぞみの園(同法第34条第1項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する一般相談支援事業者(同法第51条の14第1項) ・「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が指定する特定相談支援事業者(同法第51条の17第1項第1号) ・「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する障害児通所支援事業者(同法第21条の5の3) ・「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、「障害児通所支援事業」とは、障害児通所支援を行う事業(同法第6条の2第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する障害児入所施設(同法第24条の2第1項) ・「障害児入所施設」とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該区分に定める支援を行うことを目的とする施設 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉型障害児入所施設: 保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与 ②医療型障害児入所施設: 保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療(同法第42条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が指定する障害児相談支援事業者(同法第24条の26第1項第1号) ・「障害児相談支援」とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、「障害児相談支援事業」とは、障害児相談支援を行う事業(同法第6条の2第6項) 			
届出先・ 監督権者	国(厚生労働大臣)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所又は施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等 ・のぞみの園の設置者 		<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の設置者 		<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の指定事業者等 		<ul style="list-style-type: none"> ・上記・下記以外の指定相談支援事業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の指定障害児通所支援事業者 		—		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記・下記以外の指定障害児相談支援事業者
	市町村	—		—		<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定特定相談支援事業者 		—		—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定障害児相談支援事業者